

介護予防通所リハビリテーション利用料一覧表

基本利用料（1割負担の場合の月額）

2019年10月1日

項 目	要支援1	要支援2
介護予防通所リハビリテーション費 （※1月単位で算定します。）	1,864円	3,936円

加算利用料（1割負担の日額）

項 目	金 額	加算単位	内容の説明	
リハビリテーション マネジメント加算	358円	1月	医師の指示のもとリハビリテーション実施計画を作成し進捗状況を定期的に評価記録している場合に加算されます	
運動器機能向上加算	244円	1月	運動器機能向上計画を作成した場合に加算されます	
栄養改善加算	163円	1月	栄養ケア計画を作成した場合に加算されます	
栄養スクリーニング加算	6円	1回（6ヶ月 1回を限度）	栄養状態について確認を行い、利用者の栄養状態に係る情報を介護支援専門員に文書で共有した場合に算定されます	
口腔機能向上加算	163円	1月	口腔機能改善管理指導計画を作成した場合に加算されます	
若年性認知症利用者受入加算	260円	1月	若年性認知症の利用者にサービス提供を行った場合に加算されます	
選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）	520円	1月	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上のうち2種類のサービスを利用された場合に加算されます 運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上の3種類のサービスを利用された場合に加算されます	
選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）	759円	1月		
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	要支援1	78円	1月	介護福祉士50%以上配置の場合に加算されます
	要支援2	156円		
事業所評価加算	130円	1月	厚生労働省の定める基準を達成した場合に加算されます	
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	介護職員の賃金改善等を行っている場合に加算されます （介護報酬総単位数に対し4.7%に相当する単位数）			
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	経験・技能のある介護職員へ更なる賃金改善等を行っている場合に加算されます （介護報酬総単位数に対し2.0%に相当する単位数）			

※上記金額は、実際の精算時には端数処理により若干の金額の違いが生じることがあります。

その他の日常生活費及び特別なサービスの利用料

項目	金額	内容の説明	
昼食	720円/食	ご希望により食事をお取りいただいた場合に請求させていただきます	
特別な食事（月の行事食）	300円/食（税別）	ご希望によりお申込みされた場合、昼食代とあわせて請求させていただきます	
おやつ代（おやつ&飲物セット）	150円/食（税別）	ご希望によりお申込みされた場合に請求させていただきます	
日常生活費	—	入浴用のタオルは基本報酬に含まれております。それ以外利用者のご希望に応じてティッシュペーパー、口腔用品、保湿液等を別途販売致します	
タオルリース	20円/枚（税別）	個人利用としてお申込みされた場合に請求させていただきます	
BOXティッシュペーパー	90円/箱（税別）	同上	
歯ブラシ	190円/本（税別）	同上	
歯磨き粉	210円/個（税別）	同上	
コップ	130円/個（税別）	同上	
入れ歯洗浄剤	890円/箱（税別）	同上	
保湿液	380円/個（税別）	同上	
おむつ	パンツ型M	180円/枚	ご利用された場合に請求させていただきます
	パンツ型L	200円/枚	
	尿パット	50円/枚	
	平型おむつ昼用	70円/枚	
	平型おむつ夜用	120円/枚	
	シャギーパンツM	180円/枚	
	シャギーパンツL	200円/枚	
文書料	3,000~8,000円/通（税別）	診断書等の文書の発行が生じた場合に請求させていただきます。	

趣味活動費

曜日	活動内容	開始時間	材料費（税別）
火	折り紙	午後 1：30～	なし
木	書道	午前 10：00～	半紙代等20円
金	花ふきん	午後 1：30～	完成時250円～
	クラフトバンド	不定期	完成時300円～
	ビーズ	午後 3：00～	キーホルダー、プレスレット完成時150円～

※材料費は変更となる場合がございます。